

# 「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定(案)の概要

## 1 計画の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」  
(以下「DV防止法」という)に基づく都道府県計画

策定年度：平成17年10月（平成28年3月改定）

計画期間：定めなし

## 2 改定の趣旨

- 近年の児童虐待とDVが重複する死亡事例の発生等を踏まえ、令和元年6月にDV防止法が改正（被害者保護にあたり、相互に連携協力を図るべき機関として「児童相談所」を明記 など）
- これを踏まえ、法改正の趣旨を勘案した改定を行う

## 3 改定の内容

DVと児童虐待は密接に関連することから、それぞれの被害者対応の連携強化など、県女性相談支援センターと児童相談所との連携を一層強化

など